**新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で**

**生活資金にお悩みの皆さまへ**

**一時的な資金の緊急貸付に関するご案内**

**●緊急小口資金**

　■対象者・・新型コロナウイルスの影響をうけ、休業等により収入の減少があり、

　　　　　　　緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付上限額　　２０万円以内　　　　　　■据置期間　　１年以内

■償還期限　　２年以内　　　　　　　　■貸付利子　　無利子

■保証人　　不要

**●総合支援資金**

　■対象者　　新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活

に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

　■貸付上限額　　二人以上‥‥月２０万円以内　　　単身‥‥月１５万円以内

　　　　　　　　　貸付期間：３ヶ月以内

　■据置期間　　１年以内　　　　　　　　■償還期限　　１０年以内

　■貸付利子　　無利子　　　　　　　　　■保証人　　不要

貸付手続きの流れ

福島県

社会福祉協議会

市町村

社会福祉協議会

　　　　　　　**申込み**　　　　　　　　　　　　　**送　付**

申込みの方

**貸付決定・送金**

**受付期間は令和３年１１月末まで延長となりました。**

**※申込先・問合せ先はお住まいの（住民票のある）市町村社会福祉協議会（℡33-2623）**